

緊急消防援助隊情報

「緊急消防援助隊運用要綱」の見直しについて

広域応援室

1 はじめに

緊急消防援助隊については、消防組織法第44条等の規定のほか、同法第45条第2項の規定に基づき、総務大臣が定めることとされている「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」(平成16年2月6日消防震第9号。以下「基本計画」という。)、基本計画第7章2の規定に基づき、消防庁長官が定めることとされている「緊急消防援助隊運用要綱」(平成16年3月26日消防震第19号。以下「旧運用要綱」という。)等により、これまで運用されてきたところです。

今般、平成26年度に発生した災害における出動時の教訓、平成26年3月の第3期基本計画の策定に伴う統合機動部隊等の新設、地方分権改革に関する「平成26年の地方からの提案等に関する対処方針」(平成27年1月30日閣議決定)への対応等を踏まえ、旧運用要綱を見直し、「緊急消防援助隊運用要綱の見直し」(平成27年3月31日付け消防広第74号)により、消防庁長官から都道府県知事並びに東京消防庁及び各指定都市消防長に対して、通知しました(参照URL:http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2703/pdf/270331_kou74.pdf)。



火山ガス検知器を確認しつつ、山頂へ向かう緊急消防援助隊
(御嶽山噴火災害：名古屋市消防局提供)

2 見直しの概要

(1) 緊急消防援助隊に関する都道府県等の対応の明確化

緊急消防援助隊における都道府県や市町村の対応の重要性を踏まえ、旧運用要綱を対応する主体に応じて、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」(以下「要請要綱」という。))と「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」(以下「新運用要綱」という。))に分割し、都道府県等の対応の明確化を図りました(図1)。

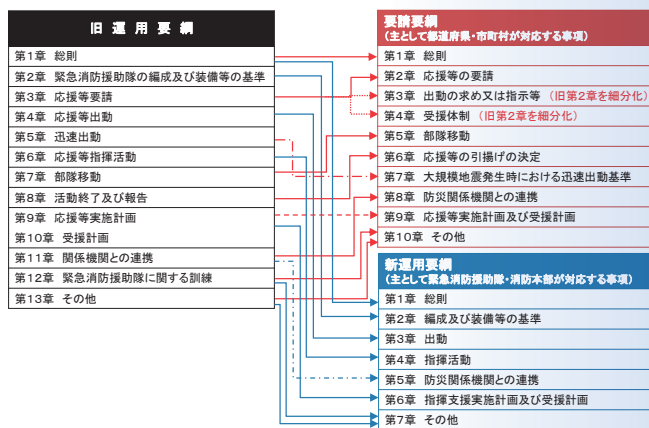


図1 都道府県等の対応の明確化 (旧運用要綱の分類)

(2) 都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等要請の迅速化

都道府県がより迅速に応援等の要請を行うことができるよう、要請要綱において主に3点の改正を行いました。

① 甚大な被害に拡大することが見込まれる場合の要請
災害による死者数その他詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、都道府県知事は、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断したときは、応援等の要請を行うよう新たに決めました(要請要綱第3条第2項)。

② 電話による迅速な要請

これまで都道府県知事からの応援等の要請は、様式に基づき書面により行うこととしていましたが、応援等が必要である旨を電話により行うことに改めまし



た。その後、災害の概況等が明らかになり次第、電話によりこれらを報告し、さらに、詳細な災害状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等が把握できた段階で、書面でファクシミリ（電子メール）により報告を行うこととしました（要請要綱第3条第3項）。これについては、市町村長からの応援等に関する連絡についても同様の改正を行っています（要請要綱第4条第1項、第3項）。

- ③ 自衛隊要請時における緊急消防援助隊の要請の検討
都道府県知事が自衛隊の災害派遣要請を行う際には、同時に、緊急消防援助隊の応援等の必要性についても検討するよう定めました（要請要綱第3条第4項）（図2）。

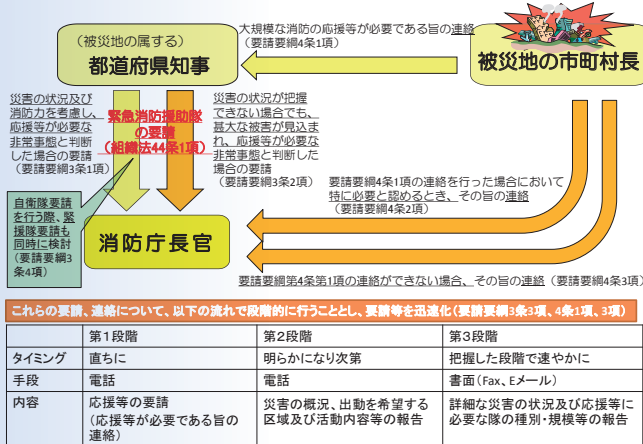


図2 緊急消防援助隊の応援等要請の迅速化

(3) 実動機関等防災関係機関との連携強化

都道府県レベルにおける実動機関（自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等）との連携を強化するため、消防応援活動調整本部は、都道府県災害対策本部に加え、政府現地対策本部及び実動機関と緊密な連携を図ることができる場所に設置することとしました（要請要綱第12条第2項、第3項）。

また、市町村レベルでは、防災関係機関との連携を強化するため、指揮支援本部は、市町村災害対策本部及び指揮本部（被災地の消防本部に設置）と緊密な連携を図ることができる場所に設置することとし、必要に応じて指揮支援本部長の判断により市町村災害対策本部又は指揮本部へ隊員を派遣することとしました（新運用要綱第16条第4項）。

(4) 緊急消防援助隊の引揚げ時の対応の明確化

緊急消防援助隊の引揚げ時の対応について、市町村長が当該市町村内の区域における緊急消防援助隊の活動終

了を判断し、都道府県知事へ連絡することとし、都道府県知事が緊急消防援助隊の引揚げを決定し、消防庁長官や指揮支援部長へ通知することとしました（要請要綱第20条、第21条）。

また、これらの活動終了や引揚げの判断には、他の実動機関との調整が欠かせないことから、現地合同指揮所や政府現地対策本部等との調整を行うことを定めました（図3）。

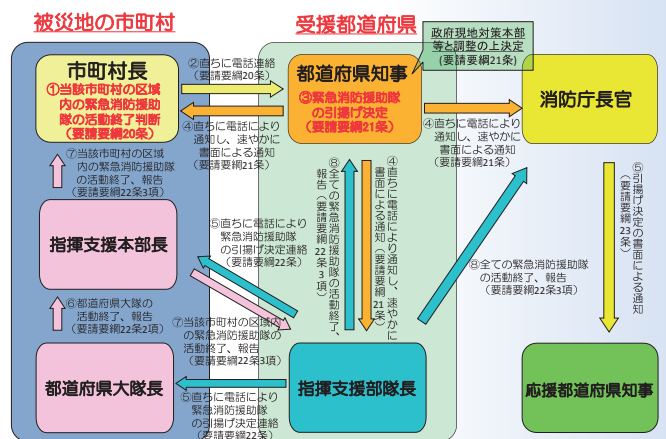


図3 緊急消防援助隊の引揚げ時の対応の明確化

(5) 隊員の安全管理体制の強化

消防応援活動調整本部、指揮支援本部及び都道府県大隊本部の事務並びに都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長の任務として、安全管理を明確に位置づけ、緊急消防援助隊の安全管理体制の強化を図りました（要請要綱第12条第5項、新運用要綱第14条第1項、第16条第3項、第18条第2項）。

また、今回の通知後に発出した「緊急消防援助隊に係る応援等実施計画について」（平成27年4月27日消防広第130号。以下「応援等計画通知」という。）中の別添2「緊急消防援助隊応援等実施計画作成例」第4章においても、都道府県大隊長の活動として、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（又は小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図ることを新たに定めしました。

(6) 第3期基本計画において新設された部隊の運用の具体化

平成26年3月5日、第3期基本計画が策定され、同計画第2章第1節等において、緊急消防援助隊に特別の任務を行う部隊として、統合機動部隊及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）が新たに位置づけられました。

これら新たに位置づけられた統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊の運用を具体化するため、



新運用要綱及び応援等計画通知において、次のとおり定めました。

① 統合機動部隊の出動の迅速性の確保

統合機動部隊の迅速な出動を確保するため、出動時間の目安を緊急消防援助隊の求め又は指示の後、概ね1時間以内と定めました(新運用要綱第11条)。また、このための具体的な措置として、各都道府県において定める応援等実施計画において、代表消防機関のみでの編成、応援先都道府県に応じた編成・集結場所の設定、具体的な隊の指定、迅速に参集・出動が可能な小隊での編成等を総合的に勘案し、統合機動部隊の編成を定めておくこととしました(応援等計画通知：別添1-3(3))。

② 統合機動部隊長と都道府県大隊長の兼任

都道府県大隊長が自ら統合機動部隊長として先遣出動し、後続する都道府県大隊が到着後は大隊長の任務に就くという運用ができるよう、統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるとしました(新運用要綱第4条)。

③ 迅速出動の基準における統合機動部隊の位置付け

統合機動部隊の任務や編成等を踏まえ、迅速出動の基準において、最大震度6強の地震が発生した場合、地震発生後に直ちに出動することとされていた「陸上先遣隊」を「統合機動部隊」に変更しました(要請要綱第26条)。

④ 具体的な部隊編成

統合機動部隊について、部隊の任務等を踏まえ、統合機動部隊指揮隊1隊、消火小隊3隊程度、救助小隊3隊程度、救急小隊3隊程度、後方支援小隊1隊、通信支援小隊1隊により編成するものとしました(応援等計画通知：別添1-3(2))。

また、エネルギー・産業基盤災害即応部隊については、部隊の任務等を踏まえ、特殊災害中隊として、大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車、消火中隊として、化学消防ポンプ自動車で構成される小隊を必ず編成に加えるものとし、その他の小隊については、地域の実情に応じて編成するものとしました(新運用要綱第5条、応援等計画通知：別添1-3(4))。加えて、都道府県大隊の出動を伴わずに単独で出動することや、都道府県大隊を構成する小隊として出動した後に、別命を受け、エネルギー・産業基盤災害即応部隊を編成し、都道府県大隊とは別の被災地へ出動すること等、災害状況に応じた柔軟な対応ができるよう考

慮するとともに、特殊災害に対する消防活動の経験が豊富で、高度かつ専門的な知見を有する消防本部の小隊により編成することとしました(応援等計画通知：別添1-3(4))。

(7) 地方分権に関する地方提案等への対応

平成27年1月30日に閣議決定された「平成26年の地方からの提案等に関する対処方針」において、「緊急消防援助隊の応援等に係る市町村長、都道府県知事及び消防庁長官の間における情報提供について、消防の応援等に関する要綱等において明確化する方向で検討し、平成26年度中に結論を得る」とされました。

これを踏まえ、消防組織法第44条第1項に基づく都道府県知事の緊急消防援助隊の要請との相違を明確化するため、市町村長から都道府県知事及び消防庁長官への情報提供について、「要請」と定められていたものを「連絡」と改めました(要請要綱第4条各項)。

また、現状の運用及び自衛隊の災害派遣の要請の要求に関する災害対策基本法第68条の2の規定を踏まえ、市町村長から直接消防庁長官へ連絡を行うことができる場合として、「市町村長は、都道府県知事へ連絡を行った場合において、特に必要があると認められるとき」を追加しました(要請要綱第4条第2項)。

3 おわりに

消防庁では、第3期基本計画の策定、これを踏まえた運用要綱の改正、そして今回紹介した運用要綱の見直しや各種通知の発出等、今後発生が懸念される大災害への備えや近年発生した災害における活動の教訓等を踏まえ、随時、緊急消防援助隊の運用改善を行っています。都道府県、市町村及び消防本部においては、各通知の趣旨を踏まえ、各機関における計画等の見直し、訓練の実施などにより、緊急消防援助隊の運用強化を図っていただきますようお願いいたします。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室
TEL: 03-5253-7527